

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によって、届出があった。

平成二十五年一月二十四日

広島県西部農林水産事務所長 川 村 晃

事業主体	地区名	事業名	換地処分年月日
安芸高田市	法恩地井才田地区 (井才田工区)	区画整理事業	平成二五年一月一六日